

第283回名古屋市個人情報保護審議会

日時：令和4年4月22日（金）

午後1時30分～

場所：西庁舎12階 西12B会議室

議 題

1 名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開）

- （1）前回までの審議の概要について
- （2）次回以降の審議予定事項について

2 不服申立て事案（非公開）

◎調査審議

- ・介護認定審査会の資料、議事録（諮問No.216、217）
（R3/9/24調査審議）
- ・生活保護台帳等（諮問No.220、221）
（R3/12/24調査審議）

3 その他（非公開）

◎存否応答拒否の報告について

次回以降の日程等について

○第284回

日時：令和4年5月19日（**木**） 午後1時30分から午後2時50分

場所：名古屋市役所西庁舎12階 西12A会議室

○第285回

日時：令和4年6月3日（金） 午後1時30分から午後2時50分

場所：名古屋市役所西庁舎12階 西12A会議室

○第286回

日時：令和4年7月1日（金） 午後1時30分から午後2時50分

場所：名古屋市役所西庁舎12階 **大ホール**

第 283 回個人情報保護審議会

(タイムスケジュール)

令和 4 年 4 月 22 日 (金) 西庁舎 12 階西 12E 会議室

| | |
|-------|------------------------------------|
| 13:30 | <個人情報保護審議会 開会> |
| 13:35 | ◎名古屋市個人情報保護制度の改正について |
| | ・死者に関する情報の取扱いについて |
| | ・個人情報の取得状況等に係る公表について (個人情報ファイル簿関係) |
| | ・取得・利用・提供の制限について |
| | ・電子計算機処理について |
| | ・開示決定等の期限について |
| | ・開示請求者の費用負担について |
| | ・訂正請求、消去・利用停止請求に当たっての開示請求前置について |
| | ・行政機関等匿名加工情報の提供について |
| | ・審議会における審議事項について |
| | ・質疑応答・審議 |
| | ・次回以降の審議予定事項について |
| 14:00 | ◎不服申立て案件について |
| | ・介護認定審査会の資料、議事録 |
| 14:25 | ・生活保護台帳等 |
| | ◎その他 |
| | ・存否応答拒否の報告 |
| 14:50 | <個人情報保護審議会 閉会> |

令和4年1月～3月の当審議会における審議の概要

当審議会における審議の方向性

- ▶ 本市では、現行の条例により、個人情報保護の重要性に立脚して一定の個人情報保護水準を担保した個人情報保護制度が、一定程度安定的に運用されている。
- ▶ 令和5年春施行予定の改正個人情報保護法（以下「新法」という。）の趣旨として、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が掲げられ、その規律には、条例による規律と異なる点が複数ある。
- ▶ 当審議会としては、新法による規律への移行が市民に不利益を及ぼす可能性を最小限に抑えるため、条例による規律の趣旨を可能な限り維持すべきとの観点に立ち、対応を要すると考えられる点につき検討。

1～3月審議会における意見の概要

■死者に関する情報の取扱いについて

論点：条例に基づく開示請求の対象範囲のうち新法において対象外となる部分への対応

- ▶ 死者情報がどのような場合に遺族の個人情報となるのか国の整理が示されていないため、国からの情報提供を注視されたい。
- ▶ 新法に基づく開示請求の対象外となる部分については、恣意的な運用がなされないよう、市全体としてばらつきのない形で情報提供を行っていくべき。

懸案事項

- ・新法による開示請求の対象外となる死者情報の遺族への開示制度の整備

■個人情報の取得状況等に係る公表について（個人情報ファイル簿関係）

論点：対象者数1,000人未満の個人情報の取得状況等の公表の要否等

- ▶ 住民が、自分の情報が行政においてどのように使われているか知ることができるようにすることは重要。
- ▶ 事務効率の面も考慮して、適切な対応方法を検討すべき。

懸案事項

- ・公表すべき帳簿の種類（従前どおり・新法に合わせる・第三の方法）、作成の基準

(対象者数等)、公表方法等の検討

■取得・利用・提供の制限について

論点：次の事項についての審議会への類型的な意見聴取が許容されなくなることへの対応

①機微情報の取得制限、②本人外取得の制限、③目的外利用・提供の制限

- 個人情報への対応の迅速性には疑問が残る。
- 条例の規律の趣旨を引き続き担保できるよう、法令の例外規定によらない公益的判断は、当審議会への事後報告を要することとすべき。
- 当審議会の関与の度合いが低下する分、実務を担う職員個人個人の個人情報保護意識を高めることが求められる。
- 当審議会において事後的な評価を行うことで、実施機関に一定の緊張感を持たせ、かつ、取扱いの透明性を確保するような仕組みを検討すべき。

懸案事項

- ・事後報告制度の具体的な内容の検討

■電子計算機処理について

論点：次の事項についての審議会への類型的な意見聴取が許容されなくなることへの対応

①要注意情報の電子計算機処理、②個人情報の電子計算機処理の開始等、③電子計算機の結合

- 実施機関における内部審査により、一定程度安全性は担保されている。
- 新たな技術を用いる処理等、実施機関内部のみでは適否の判断に迷われる案件はあり得るため、実施機関が必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴くことのできる余地を残すべき。
- 当審議会の関与を経ない案件についても、当審議会への事後報告を要することとすべき。

懸案事項

- ・事後報告制度の具体的な内容の検討
- ・審議会の関与がより不定期なものとなることに伴う審議会のあり方の検討

■開示決定等の期限について

論点：開示決定等の期限が開示請求があった日から30日以内となることへの対応の要否

- 結論としては、現行どおりの開示決定期限とすべき。
- 国が行っていないことを自治体として行おうとするのであれば、無理のない範囲での意見を付したい。

■開示請求者の費用負担について

論点：開示請求に係る手数料の額について

- 手数料の額は無料とし、現行どおり、写しの作成及び送付に要する実費の負担を求めるとすべき。

■訂正請求、消去・利用停止請求に当たっての開示請求前置について

論点：新法において訂正等請求に当たっての開示請求前置の撤廃が許容されることへの対応の要否

- 訂正等請求に当たっての保有個人情報の特定の問題は請求時の説明又は請求後の補正依頼の手續に委ね、訂正等請求に当たっての開示請求前置は撤廃することとすべき。

■行政機関等匿名加工情報の提供について

論点ア：行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納めるべき手数料の額について

論点イ：事業者による提案内容等の公表について

- 論点アについて
 - 当市における手数料額を政令で定める標準額と異ならせるべき理由はないため、これと同額とすべき。
- 論点イについて
 - 個人情報を基にしたデータが民間事業者へ提供されるという性質上、事業者による加工情報の利活用に係る提案内容については、一定程度公表していくべき。

- 公表しすぎれば、事業者のノウハウの流出に繋がりがねず、データの流通を阻害することとなりかねない。
- 提案方法の工夫を検討するなど、公表方法の検討に当たっては、個人情報保護を前提にしつつ、法の趣旨を損なわないよう留意するという方向で意見としたい。

懸案事項

- ・ 市民の理解・信頼、データの利活用の推進のいずれも損なうことのない公表方法の検討
- ・ 適切に提案内容の審査が行われる仕組みの検討
- ・ 加工情報の提供先事業者における取扱状況の把握の仕組みの検討

■ 審議会における審議事項について

- 新法により、当市の個人情報保護行政に対する当審議会の関与の度合いは一定程度低下することとなるが、市民の情報の保護水準を低下させてはならない。
- 先述の事後報告事項等のほか、法の許容範囲内において、実施機関が必要に応じて当審議会に報告をし、又は意見を求めることができるような包括規定を設けるなどの仕組みを担保する方法を検討すべき。

| | |
|------|--|
| 議題 1 | 名古屋市個人情報保護制度の改正について (公開) |
| 対象事案 | — |
| 発言要旨 | <p>(事務局の冒頭説明)</p> <p>諮問の趣旨を確認させていただく。諮問については改正法が施行され、規律が変化する中で変化による影響について、対応が必要となるのかならないのか、対応していく場合の規定、条例なのか要綱か、どういうレベルで規定していくのか個別の論点ごとにご意見を頂戴し、答申をいただく。答申を踏まえて、今後の対応について事務局で検討していく。検討していく際の、外してはならないポイントについてご意見を賜りたい。本日説明の中で対応のイメージも示している所、例としてイメージいただければと思う。五つの論点を用意している。規律に変化が生じるが、現状の条例の運用や保護水準をベースに何が必要かを考える。一方で、現状の運用の不合理な点についてもこの機に見直すということ全体の方針として案を作成している。</p> <p>【定義 (死者に関する情報)】 (資料に沿って事務局が説明した後の質疑応答)</p> <p>小野木委員</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料 1 項中段、開示請求ができなくなる情報について、情報提供に応じるとあるが、開示請求と情報提供の違いは何か。 <p>⇒事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> 開示請求については条例で定められた手続きである。どのように開示するか、費用などについて細かく定められている。その他、文書を加工できないなど、いろいろなルールがあり、手続きが固められている。情報提供についてはもう少し柔軟に対応ができる。例えば、決裁を経ずに提供が出来るなど。開示については行服法上の処分にあたるため、審査請求ができる。情報提供は対象にならない <p>小野木委員</p> <ul style="list-style-type: none"> 遺族にとってのメリットデメリットはどういうものか。 <p>⇒事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報提供のメリットは一定柔軟な対応ができる点にある。一般に早く情報提供できる。デメリットは審査請求ができず、救済措置について制度的に担保されていない。ただし、同じ情報について情報提供で応じてもらえなかった場合でも、開示請求はできる。この場合審査請求 |

の対象になる。(死者情報の情報提供について) 要綱を設けて審査請求に準じた制度を設けている所もあると聞いているのでそういったカバーも考えられる。

小野木委員

- ・得られる情報の幅や種類は狭まるのか広まるのか。

⇒事務局

- ・開示請求か情報提供かという制度で直ちに範囲が変わるわけではない。ただし、開示請求は原則開示の精神が制度上組み込まれているが、情報提供にはない。

小野木委員

- ・各事務所管課によって、同じ情報が開示になったり非開示になったりすることもあり得るか。

⇒事務局

- ・情報提供においては、原則開示という精神がない制度である以上、一般には開示されない事はあり得る。

庄村会長

- ・情報提供は行政が出したい情報を出す。開示請求は出たくない情報も出す。条例に基づいて出す出さないを決める。行政が出たくない情報を出さざるを得ない状況ではなくなる可能性がある。
- ・救急活動記録などは、救急隊が失敗して亡くなった時、出さないという判断をした時に、救済手続きに乗らなくなることは少し懸念している。デメリットの部分と情報提供で柔軟な対応をするという方針を審議会として出し、現場でやってもらうということ。

小林委員

- ・情報提供のところは気になっている。意図的に情報提供しないケースはともかく、遺族から開示の求めがあり、利害関係があり、非開示としなければならない時に、微妙な判断を要する場合、実施機関の判断でいいのか。納得ができなかった場合にもう一度判断を仰ぐなど、要綱で決められるのであればやっておくなど、何らかの対応がいるのではないか。実施機関に投げると、数年後に統一が取れていない事態が起きそうである。
- ・あんしん条例で何とかという対応だが、個人情報保護条例改正に合わせて情報公開条例も変える必要も出てきて、あんしん条例の規定自体も変える前提になるのか。

庄村会長

- ・後者の論点は他の論点でも関わりそうである。

⇒事務局

- ・必要な情報を必要な方に届けるという視点は欠いてはならない視点である。そこは持ったうえで具体的な対応を検討して参りたい。一方、これまでは個人情報としてその人自身の情報なので開示していたという建前があり、今後その人自身の情報ではない別の人の情報にアクセスできるようになるという所で行くと、原則開示という考え方をどこまで当てはめていくのかという判断も必要になってくる。必要な人に必要な情報を届けるという趣旨で今後検討して参る。

小林委員

- ・恣意的に隠すのは要綱できっちり対応はできる。実際には恣意的ではなく、判断が微妙なケースが出てきて要綱でやっても統一的、適切な対応ができないのでそこが問題になる。審査請求的なものが必要になるのではないか。恣意的に隠すのは要綱で対応ができるが、微妙なケースについては要綱で対応しきれないという所が問題である。

川上委員

- ・死者の情報に関して、相続人たちが、どこまでがそれについて接せられるのか。介護認定・カルテ関係の情報は分かるが、その他の部分についてはどんなことが開示されなくなるのか。
- ・相続人が何名もいる場合、相続人間で地位が異なり、それぞれ知りたい度合いや中身が異なる場合、相続人間で機微情報（非開示情報）が変わってきたりするのか。法的な枠組みとして考えた時に行政が恣意的に行わないことを考える時、どのような理屈で構成していくのか。
- ・資料1頁で、死者のうち機密情報に該当するものは情報あんしん条例の規定が適用されるとあるが、死者に関する機密情報のその他の情報には適用されないのではないか。

⇒事務局

- ・国においては、死者情報の遺族情報該当性について争われた個人情報保護審査会の答申によると、先ほどの相続財産については、特定の相続人の相続財産が確定しており、その時に当該遺族の個人情報になると読める。未分割の財産については、共同相続人全員に帰属するといった答申もあった。その他、損害請求権が相続される場合、損害賠償請求権の行

使に密接にかかわる情報は当該遺族の情報と見なすように判断されるものと把握している。一定の権利、財産、債権が帰属した先の遺族の権利の行使に密接に関わる情報が、当該遺族の情報と整理できる。また、亡くなった時点で未成年であった者の、情報については統一的に親の情報であるという整理がなされていると理解している。この点名古屋市においてはこの表の区分について、類型的に判断している。国の個人情報保護審査会においては遺族と情報の結びつきは精緻に判断しているように見えるが、本市においては医療・介護関係情報は類型的に遺族の情報と見なせるため、若干包括的な整理をしている。

- ・二点目については、情報公開条例第7条第1号を改めてご覧いただくと、個人に関する情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるものが非公開情報、すなわち機密情報となる。通常他人に知られたくないものと認められないものが機密情報でなくなると言え、その意味で言うところの保護の必要性は相対的に低いと言える。3頁の表の、取得・保有、提供のところ、職務目的以外で閲覧又は利用してはならないところ、目的外提供も禁止されていると解せるが、この規定は機密情報だけでなく保有している情報一般に適用される規定である。

川上委員

- ・請求してくる相続人の相続財産が、未分割状態か、相続財産が確定しているのかについてどうやって確認するのか。
- ・二点目。名古屋市の方では、医療・介護関係情報以外の情報についてはどうなるか。相続人間の利害関係があるので、恣意的になってはならない。

庄村会長

- ・死者の情報の別ルールを作るのではなく、名古屋市は、情報を取り扱う部署のそれぞれの要綱等で対応するという提案である。
- ・今の話ではそれでは足りないという意見が強いが、事務局どうか。

⇒事務局

- ・前提として国の整理が確認できていない状態での案である。
- ・今、死者に関する情報を遺族自身の情報として開示している類型については介護認定関係情報が9割である。他都市についても介護認定関係情報については、情報提供制度を作って運用している所があり、それをベースにして作った案である。判断のばらつきはあまりなく運用できていると聞いている。
- ・ご指摘の懸念があるというのは仰る通り。制度が安定的でないというのが課題ということ認識し、どう対応していくか検討していく。あくま

で別人の情報にアクセスしようとするという特性がある点も含めて検討していく。今回のご指摘については判断のばらつき等のない形での制度構築をすべきと理解して今後の検討を進めていきたい。

- ・ 答申の意見のイメージとして、これまで開示できなかった部分は引き続き何らかの枠組みが必要ではないかという点。
- ・ 加えて、案件ごとにばらつきがないようにという指摘をいただいたと理解した。
- ・ 規定のレベルに関しては要綱、事務所管課等には、当室が全庁的なものを整理する事もあると考えている。ご意見として賜りたい。

庄村会長

- ・ 情報入手の仕組み整備、ばらつきの統制、規定レベルにつき意見があった。
- ・ 国からの回答があった後、大きく変わることがあればまたご意見いただく。

【定義（機微情報）】

小野木委員

- ・ 3頁の表、右の改正法の表現に条例を合わせるという考えか。

⇒事務局

- ・ 今後は、機微情報の名称は要配慮個人情報に統一され、文言も法の文言になり、市に直接適用される。

小野木委員

- ・ 例えば信条について※の補足がないと理解できない。宗教・思想と書かず、省略する必要があるのか。

⇒事務局

- ・ 現状はガイドラインを含めて解釈が示されるということかと考える。

小野木委員

- ・ 現行条例の記述は具体的で理解しやすいが、法は非常に分かりにくくなるのではないかと危惧している。

⇒事務局

- ・ 法の解釈の分かりやすさは一義的には法の話である。

荒見委員

- ・ 機微情報の内容は時代に応じて変わるのか。例えば病歴の範囲は「コロナにかかった」という情報は病歴になるのか否か。

⇒事務局

- ・政令・規則の改正として対応されていく。コロナり患は病歴に含まれる。

川上委員

- ・機微情報の規定は、上乗せ横出しできるか。条例の思想、信条・宗教が法では信条で、思想と信仰の両方とあるが、宗教は制度的なものを意味し、信仰は心や意識を言う。従来 of 現行条例の方が分かりやすい。

⇒事務局

- ・条例で規定できるか否かについては、条例での規定は許容される。表現については、法の問題となる。市で表現をいじることはできない。

川上委員

- ・横出しができるのなら、市の地域特性を考えるなら、思想、信条・宗教と書いた方が分かり良い。

⇒事務局

- ・法に含まれるが分かりにくいため、条例で規定するということか。

⇒川上委員

- ・分かりにくだけでなく、漏れる部分がある。

荒見委員

- ・要配慮個人情報 は政令規則を受けてからしか追加できないか。コロナになった時や不妊治療を受けている等の微妙なセンシティブな情報は、国を待っていると住民ニーズを拾えない。そのあたりはどう考えるか。

⇒事務局

- ・地域の特性その他の事情に応じてという文言は、例えば、名古屋市が不妊治療について先進的な制度を作り、不妊治療の情報の取り扱いが大きく増えるということになった場合、地域特性に応じた事情が出て、追加するというのが現状の国の説明である。その意味で言うと施策に応じて変わってくると考えている。

- ・一方「その他の事情」については国に確認中である。

庄村会長

- ・思想、信条・宗教に関しては、改正法では足りない部分が出てくるので、条例要配慮個人情報として上乗せがあるのではないか。
- ・同和については、従来 of 条例にはなかったが、告示だったものを、この際条例に乗せるとかそういうことでよいか。
- ・国の説明は、条例の規制については改正法に含まれるので、条例に書くのは許容されないとのことだが、確認的に条例に明記すれば、住民から見て

わかりやすい。確認的に明記するのはありうるか検討してほしい。

⇒事務局

- ・この論点については、要配慮個人情報について、確認的に規定していいのかについて、国へ確認中である。市において条例で明確にするメリットの一方で、法には含まれていないという見え方になるということもあり、その辺も含めて国が整理する。

庄村会長

- ・わかりやすさが低下するので書くべきだというご意見。荒見委員からは広がりへの対応が遅くなるのではないかと、地域特性を生かせないのではないかとという懸念。この二つの意見を答申という形で整理してもらおう。国から回答が出れば、それに合わせてまたご議論いただくというまとめでよいか。

⇒事務局

- ・まず、国の確認的規程の可否はわかり次第共有する。信仰、宗教の違いの有無も確認中であり共有する。確認的規程が可であった場合に、明確化の観点から何らかの対応が必要で、市民ニーズや情報に対する考え方の移り変わりに柔軟に対応するべきという意見でよいか。

庄村会長

- ・確認的規程は、他の法と条例を見れば確認的規程はいくらでもあり、普通の条例制定権の範囲内である。個人情報保護委員会がだめだというのであれば、理屈を確認したい。

【取得】

(資料に沿って事務局が説明した後の質疑応答)

小野木委員

- ・資料中段の表の改正後の欄について「業務遂行に必要でない」というのは誰がどう判断するか

⇒事務局

- ・どちらかというと、業務の遂行に必要であるということ判断すること。改正法においては実施機関が判断、現行条例においては、法令の根拠又は審議会の意見に従い判断する。

小野木委員

- ・現行は具体的な条件があるが、改正法にはない。だれがどういう風に判断するのか、統一的な、あるいは審議会にあたるようなチェック機関はないのか。

⇒事務局

- ・個人情報保護委員会が統一的な監督権限を持ち、これまで審議会が担ってきた機能を、一定個人情報保護委員会が担っていく。例えば機微情報取得の必要範囲内か否かについての解釈についても国の助言を受けて判断していくことが想定される。仮に不適切な取得がなされているとなった場合にも、個人情報保護委員会が監督権限を行使することが考えられる。

荒見委員

- ・個人情報保護委員会にお伺いを立てて、判断する動きは時間がかかる気がするがどうか。

⇒事務局

- ・即時的な対応については国の体制の問題である。一義的にはガイドラインで一定示されるので、それを見て判断をするということ。
- ・業務上取得するのであって、一義的には必要なはずである。一般的には即時対応がないことに不安があることはあるが、この論点については当てはまらないのではないかと考える。

川上委員

- ・国に判断を求めることにそもそもリスクがある。行政の所掌事務に必要な場合として、個人が自己情報をコントロールできるという点が個人情報保護の趣旨であるのにもかかわらず、コントロールを事実上国が行う可能性がある。国がこのような規程をするということであれば、条例で最大限自由が利かないようにしておかなくてはいけないのではないか。

⇒事務局

- ・国が恣意的な判断を行う可能性を一般に否定しきれものではないが、個人情報保護委員会は独立した監督機関として対応するという事になっている。また、監督は一定限定的だと考えている。
- ・機微情報については国の動向というより、実施機関が自分で判断するようになるということである。実際取得制限が緩くなるのは否定しきれないが、取得自体が悪ではないというのは一方で言える。取得したほうがいいから取得しているので、そこを前提に、不適正な取り扱いを防ぐのが合理的な対応かと考える。

川上委員

- ・取得したほうがいいから取得したほうがいいという視点は通用しないのではないか。行政にとって都合がいい情報が集められるなどのリスクから、

法が出来た経過がある。合理性の視点だけから見たら大変なリスクになる。

庄村会長

要注意情報の審議会の意見を聞いて取得したのはあるか。

⇒事務局

- ・ 制定直後に各部署での機微情報の取得について網羅的に諮問しており、市としての取得につき一定認められている。

庄村会長

- ・ 法の規定に基づきやらなければならないのは一方であるが、条例制定権、徳島県公安条例事件最高裁判決の基準に沿う形で、それに抵触しない程度でルールを決めるということはある問題かもしれない。対応必要というところは事務局案としては、要綱で規定するという提案となっているが、条例でやれるのかという検討は必要になってくるかと思う。
- ・ 原則本人からの直接取得が外れるというのは、特段現時点では想定されないということだが、この点何か意見があれば。(→意見なし)
- ・ 前者について現在条例で明確にやっていることが弱まることについて、どういふ対応をするか、さしあたりの意見はあるか。

小林委員

- ・ 国の法改正等は、個人情報の活用、情報活用にウェイトを置いて、従来の自己情報のコントロールの観点はその分弱まっているという理解である。これに合わせていくという方針であれば、取得等はこういう対応になっていく。それでいいのかという根本的な見解の相違があるということ。市として自己情報のコントロール権的な保護の従来の形を大事だと考えていくのであれば検討の必要がある。
- ・ そもそもの考え方で、法の趣旨に合わせるか、法に問題があるので個人情報保護の方を図っていくか、その辺を次回までに検討できれば良い。

⇒事務局

- ・ 小林委員の指摘については、本人からの直接取得限定については、現状も、自己に関する個人情報の取得について本人に関与させるための規定である。自己情報のコントロール的な趣旨であると考え。機微情報についてはそういった観点より、不適正な取り扱いによる個人の権利利益の侵害ということかと考える。
- ・ 今の条例の趣旨をいかにして担保していくかということが重要であると考えている。データの利活用に振れるか否かでなく、今の条例の趣旨を引き続き合理的な手法により担保していくことかなと考えている。

| | |
|--|----|
| | 以上 |
|--|----|

| | |
|------|--|
| 議題 1 | 名古屋市個人情報保護制度の改正について (公開) |
| 対象事案 | — |
| 発言要旨 | <p>【開示決定の期限】・【費用の負担】・【訂正請求権／消去・利用停止請求権】 (資料に沿って事務局が説明した後の質疑応答)</p> <p>川上委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 から 3 まで全て、事務局提案のとおりで良いと思われる。 <p>荒見委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 結論に異論はないが、個人情報保護の枠組みが変わる中で、行政上の負担の観点から、国が行っていないことを自治体としてどこまで無理をするかという課題はある。そのため、無理のない範囲で行うべきとの意見を答申に盛り込んでいただきたい。 <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 から 3 まで、市民の負担を減らす方向での事務局からの提案であったと考える。川上委員と荒見委員からご意見があったように、事務局提案どおりであるが無理のないようにということで答申案に盛り込むことができれば良いと思う。 <p>【利用及び提供の制限】</p> <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインは出ていないか。 <p>⇒事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状は素案段階。来年度の 4 月、5 月あたりに固まる。 <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 11 条第 1 項第 9 号で外部に出した事例はどの程度あるか。 <p>⇒事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 8 年に条例が施行され、25 年間で 12 件審議会に諮問している。 <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容としてはどのようなものがあるのか。比較的最近の事案ではどのようなものがあるか。 <p>⇒事務局</p> |

- ・直近の案件としては、臓器移植については、虐待を受けていた児童の臓器は移植の対象にできないため、医療機関が、亡くなった児童が虐待を受けていたか否かの情報を必要とし、児童相談所に情報提供を求めた。他の例外規定に該当しないということで諮問を受け、公益上必要であるという答申、措置要求を求める意見をいただいた。

川上委員

- ・この問題は論点と書かれて事前の聴取における委員からの意見としては両説ある。目的外提供についてどの程度自由さを与えるのか。いちいち審議会に意見を聴かない、問題があれば国に意見を聴く。明らかに目的外提供について迅速に・円滑に行おうという趣旨が出ている。それについて歯止めをかけるか否かには両説あると思う。
- ・国に任せたとしても全国の相談を賄いきれるか。国の関与で、もともと個人情報保護は自己情報のコントロール権であり、行政が入り込みにくい部分であるところがハードルを低くしている。
- ・引き続き担保されるかについて、そこで空中戦をやったとしても何も出てこない。何を議論するのか。

⇒事務局

- ・事前の意見聴取をし、まとめとして方向性を示している中、このまとめ方で各委員の意見が反映されているかの確認の意味がある。慎重さ・的確さが担保されないとすれば、事前の関与がなければ慎重さが担保されないのであれば事前の関与を担保して制度設計すべきだということになる。その視点をいただきたい趣旨である。

庄村会長

- ・国に聴いてすぐに返ってくるのかという点は同感である。おそらく大混乱しており、必要な時に必要な判断ができるかという問題はある。審議会は月に1回やっている。これを使うか市政情報室か、何らかの関与は担保する手続きがあると一定の懸念は解消される。

間瀬委員

- ・災害のときなどスピーディな提供が必要な部分については実施機関が自ら判断することを許容する趣旨は重要である。実施した後どういう観点だったかを後から評価する手続きを入れて、透明性を確保するということを考える必要はある。
- ・そういう基本的な考え方やルールが、なぜこうなっているかということを周知することが重要。

庄村会長

- ・重要な指摘である。法令の例外規定によらない公益的判断は、事後報告

を審議会にしてもらう形でコントロールすることも審議会以外の関与になる。そのあたりも検討すべき。

⇒事務局

- ・ 審議会の関与という論点である。来月審議会の審議事項を全体として整理する。国との役割分担を含めて整理するため、その観点含め、今の意見を考慮してはどうかと考える。

【電子計算機処理の制限、電子計算機の結合の禁止】

(資料に沿って事務局が説明した後の質疑応答)

間瀬委員

- ・ 身軽に動けるようになるのは良い。数年の審議の事案も実施機関と担当するベンダーが十分に注意して行えており、審議会をやる必要がないものも見受けられた。職員によるチェックで安全性が担保される。
- ・ (ただし、) 最近あるAIの処理など何をしているかよくわからないシステムの提案も今後出てくる可能性があり、専門家の意見を聞ける場があると安心である。条例で規定できないとガイドラインにあるため、そのあたりと整合をとり適正な判断ができるようにしていただけるとよい。

庄村会長

- ・ 現在、間瀬先生、齋藤先生中心に関わっていただいている。かなりの部分は審議会の意見を経ないでもよいが、まったくフリーにしてはいけない。何らかの形で担保できるようにすべきというご意見である。
- ・ AIによる審査を審査するということになる。何が起こるか想像できない事案もあり、全くのフリーハンドは良くない。国に聞いても答えが返ってくるかわからない中で市独自のチャンネルがあってもよいという趣旨かと思う。

⇒事務局

- ・ これまでは電子化ということで注意を払わなければならないというセキュリティということで条例に設けられていた。

庄村会長

- ・ 最初に言われていたのは、外部に接続するのは危ないから禁止ということ。それを慎重にさせる(ための規定だった)。「危ないから」という状況は維持される。しかしこれまでの手続きは慎重に過ぎるため国の法令に合わせる形でも問題ないという考え方か。

⇒事務局

- ・ 事務局の認識として、電算処理が一般化する中で、求められるセキュ

リティの要件や対策も類型化された。専門家の意見を聞くまでもなく判断できる部分が広がっている。そうでない部分、なおかつ個人情報保護制度としての観点でご審議いただくべき案件が一定あり、それが今後の対象となるべきと考える。情報あんしん条例と整理しつつ検討する。

庄村会長

- ・何らかの形で関与の余地を残す、これまでほどは要らないが、何らか残す方向性があるとよいということを審議会の意見として盛り込んでほしい。

間瀬委員

- ・技術的な観点の安全性という意味でその分野の専門家に意見を聞くことは大事。個人情報保護について慎重にはなっているが、個人情報保護の観点から審議会で議論し見直す体制が必要。

⇒事務局

- ・目的外提供のところと同様の話である。審議会の関与について国との役割、情報あんしん条例との役割分担を踏まえ整理する。

【個人情報取得状況等に係る公表】

(事務局からの説明の趣旨)

事務局が考えているのは 1000 人未満の扱いをどうするかである。今までは一人であっても事務単位で目録を作っていた。今後は 1000 人未満については一切公表されないのは問題がある。一方で、似たようなものを二つ作るのは事務効率が悪い。適切な方法を検討している。

(資料に沿って事務局が説明した後の質疑応答)

庄村会長

- ・ファイル簿を作る途中の 1000 人未満のデータ、ということか。

⇒事務局

- ・様々手法はありうるかと思う。事務の負担を考慮しながらという意見をいただいている。そういう視点を忘れず、明らかにするという観点と情報の整理に資するために事務的に検討する。

庄村会長

- ・住民は行政が自分の情報がどのように使われているかを知るきっかけにしたいということはあるかと思う。付帯決議でもあったが、ファイル簿とか目録以外の形で知ることができることがデジタル化の進展でできるよう

| | |
|--|--|
| | <p>になれば代替手段になる。住民が個人情報をどう使われているかを知ることができるというのは必要であり、そういう方向性もおさえていただけると良いと思う。</p> |
|--|--|

以上

| | |
|------|---|
| 議題 1 | 名古屋市個人情報保護制度の改正について (公開) |
| 対象事案 | — |
| 発言要旨 | <p>【行政機関等匿名加工情報】 (資料に沿って事務局が説明した後の質疑応答)</p> <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基準通りでいくしかないのではないかと考えられる。 <p>小野木委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜこの基準の額なのか。 <p>⇒事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には人件費ということで説明されている。①は審査に係る人件費等、提案の内容によらずかかる経費である。②は加工の程度によって、加工に要する時間が変わるため、発生する人件費が異なるということで、時間当たりの額の考え方である。③は加工を委託することがあるため、その実費である。 <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手数料はこの額で良いか。 <p>⇒全委員異議なし。</p> <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表内容の詳細はあるのか。 <p>⇒事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先行する他都市事例で言えば事業者名、利用目的を公表しているため、参考にしながら具体的な部分は検討する。 <p>庄村会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査をしてチェックをして対応するということかと思われるため、提案内容をどこまで出すかは大きな論点。 <p>小野木委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今までなかった制度を始める。情報は洩れる事案が多く発生している点に鑑みるとリスクは大きい。個人情報でなくするとしても、できる限り、事業者の情報、誰が何を、という情報は公表を原則とし、問題があれば手直しはあり得る。 |

庄村会長

- ・法の目的である、データ流通と、識別されればまずいという点がぶつかる部分。小野木委員は後者に重点を置いてスタートして、その後緩やかにすることも検討するという意見である。

- ・提案内容というのは何を出してもらうのか。

⇒事務局

- ・先行する他都市で公開されているのは、提案先の事業者、提案に書かれた目的などである。

庄村会長

- ・誰が何の目的でどう使うかはおさえられている。利用目的は細かく出してもらうことになるのか。

⇒事務局

- ・1つ目が利用目的として掲げられている。審議会の資料として公表されている。

荒見委員

- ・この程度であればノウハウにはならないのではないかと思う。もうちょっと詳しく書かせても良いのではないか。事業者の側で、問題が起きるとすればどういう可能性があるのかというのを出してもらうなどの工夫はあるのではないか。事業者の方が、専門性があるので分かるはずである。

⇒事務局

- ・同業者が見ると、(項目からノウハウが)分かるということはある。また、利用者側としては、リスクの説明はあまり行いたくないこととも考えられ、(リスクを説明させるということを)どのように実効的にするかが問題である。

小林委員

- ・リスクを書いてもらうというよりは、問題が起きた時の対応について、連絡先などの記載があると、不安が緩和されるのではないかとされる。

⇒事務局

- ・リスクを自己評価してそれへの対応と併せて提案させるということで良いか。

小林委員

- ・良い。

⇒事務局

- ・内部統制の発想である。貴重な意見として承り検討していく。

小野木委員

- ・刑事罰があるということだが、罰則のフローを教えてほしい。

⇒事務局

- ・識別行為禁止規定が45条にあり、受け取った事業者に適用される。違反した場合直ちに罰則ではなく勧告・命令がなされる。当該命令に違反した場合、1億円以下の罰金が科される。懲役刑もある。

小野木委員

- ・データの作成は行政が行う。事業者が管理するデータ、加工された情報からフィードバックできるのか。罰則の対象は事業者だけか。

⇒事務局

- ・掲げている罰則は事業者に課される。識別行為禁止規定は行政側にも課されるが罰則はない。

小野木委員

- ・加工情報に個人情報があった状態で提供されるとどうなるのか。

⇒事務局

- ・個人情報の漏えいとなるかと思われ、漏えい事案としての対応をする。一定の場合は、国への報告や本人への通知を行うことになる。

小野木委員

- ・行政は罰則の適用対象となるのか。漏えいした場合に誰がどのように責任を取るのか。

⇒事務局

- ・漏えいによって何らかの直接的な責任が発生するというよりは、再発防止に向け取り組んでいくということ。

庄村会長

- ・法は二段階の構成。民間事業者と行政機関に適用。民間事業者には勧告・命令、行政機関には勧告までであり、行政機関について甘いという指摘があると認識している。漏えいは懲戒処分の文脈で対応することが前提かと思うが、法でどう対応するかは条文からは明らかではない。

小林委員

- ・利用目的は、手続き的には提案を受け付けるときにこういうところは公表するという前提で提案してもらい、曖昧なものであれば提案の基準で外していくというイメージか。

⇒事務局

- ・目的についても審査に足る程度に詳細にはすることになる。

小林委員

- ・利用目的について、審査を前提にした詳細と公表を前提にした要旨とで分けて提案してもらうのが良いのではないか。

⇒事務局

- ・ご意見として承る。

庄村会長

- ・申請書の書式も、何を出してもらうのかということを含味していただきたいというところは、審議会の意見としてお願いできればと思う。

庄村会長

- ・新産業の創出と言うのは曖昧かと思われる。小野木委員の、公表については個人情報の保護を第一としつつデータの利活用の支障面も考慮するという書き方は可能か。ある意味順番を付けるという書き方になるかと思われる。国は個人情報の保護とデータの利活用とを両方追及するという書き方になっていて、あえてどちらかを、という書き方にはなっていないが、審議会としては保護ということを中心にしつつ、データ利活用にも支障がないように、という意見を書くかどうかということかと思われるが、いかがか。

小野木委員

- ・よりきつく、徹底的にすべきではというつもりで意見を述べたが、強弱をつけられるような書き方になるのであれば良い。

小林委員

- ・匿名加工情報についての国の趣旨も個人情報保護についてほぼ問題ないからこそデータ利活用を認めるということ。保護が優先であることはいわずもがなだが、それを確認的に書くということはあって良い。それがあからこそ万が一の対応を書くことにもつながるため、保護が前提であるということは念押しをしても良いのではないか。

川上委員

- ・国としてはビッグデータを利活用するということに舵を切った。大前提として個人情報保護があり、審議会でなく行政そのもの、職員自身が高い意識をもってやるということが重要である。現場で事務を行う職員のためにあるのだという宣言が必要ではないか。

⇒事務局

- ・この制度については情報が少ない中、法が先行して決まっている。様々な指摘を承っており、本日もどのようなところに透明性をもってどこまで公開するかという問題がある。市民の理解が得られるような形、あるいは公表することで事業者の不適正な行為等を抑制するように、あるいは職員の個人情報の取り扱いの意識にも留意しながらやっていきたい。4月以降に取り扱いについてもGL等が示される。他都市の動きも情報収集して、新しい制度をすすめるうえでどうするべきか検討し、審議会で審議いただく。個別にもご意見をいただきたい。

庄村会長

- ・今後も国からのGL等で変わってくる可能性もあることを前提に今の意見を組んだ形で答申案を作成する方向で検討してほしい。

【審議会の審議事項】

(資料に沿って事務局が説明した後の質疑応答)

小野木委員

- ・新しい条例になった場合、(令和3年度に審議された)20近くある事案の中で関与しなくなる事案があるのか。

⇒事務局

- ・システムに知見を持つ先生とも話をしている。その見解としては、個人情報の分析や画像処理を伴うシステムについては個人情報保護審議会における審査が必要ではないかという見解である。その他はサイバーセキュリティのみの論点になり、他の条例でチェックすることになっている。国の仕切りいかに関わらず、そういったものは審議会で審議しなくても良いのではという見解をいただいている。

庄村会長

- ・事後報告の仕組みをつくれれば職員に対する一定の緊張感につながるということもあり事後報告があつて良いという意見があつた。

川上委員

- ・法が各地の審議会にできるだけ関わらせないようにしようとしている。運用において審議会にかけないようにしようとしている。これだけ見ていると、現場の意識を高めて緊張感をもっていただくということが必要である。過去の事例集積や運用の類型化などの研究が必要かと思う。

庄村会長

- ・運用の類型化も含めて審議会に報告していない案件でも内部の統制があつ

て良い。個人的には今回の法改正は市で現状行っている保護、審議会の関与を経るとか保護を減らして利活用をすすめる方向の改正と認識している。審議会としてはこれまで市民の情報を守るために審議をしてきた。それが全く関わるできないというのはどうか。法がやってはいけないと言っている部分もあり、法を回避するわけではないが、実施機関の求めるときは審議できる、意見を求めることができるなどの包括規定や仕組みを担保することで、実施機関からも聴ける仕組みがあると良いメッセージになるのではないか。

以上